

新型コロナウイルス感染症に関する施策について

※本紙制度情報は6月30日現在のものです。

当所では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置いたしております。資金繰り等、経営上のお悩み、問題等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

弘前商工会議所ホームページはこちら→

<http://www.hcci.or.jp/>



助成制度

持続化給付金
申請フォーム
詳細はこちら→



○持続化給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
給付額：中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限
相談窓口 → TEL 0120-115-570

申請サポート会場予約 → TEL 0570-077-866(オペレーター対応) TEL 0120-835-130(自動ガイダンス)

HP → <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※申請サポート会場は完全予約制となっております。(弘前会場コード0202)

ご利用をご希望の場合は必ず事前にWEB予約または電話予約を行ってください。

(当所では予約を受け付けておりません。制度内容については相談窓口、会場予約についてはWEBか専用回線へご連絡ください。)

○弘前市中小企業者等事業継続支援金

対象：従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業を営む中小企業者のうち、次のいずれにも該当する方

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で(平成31年1月から令和元年12月末までに新規開業した方は、前年同月または前年の月平均売上と比較して)売上が20%以上減少した月が存在する方

②令和元年12月31日以前に事業を開始しており、かつ今後も継続して営業する意思がある方

③弘前市宿泊事業継続支援金の交付金を受けていない方(受ける予定のない方)

④平成30年度に納付すべき住民税等に滞納がない方

⑤事業者(法人にあつては代表者及び役員)が暴力団団員でない方

弘前市中小企業者等事業
継続支援金

申請書DL・詳細はこちら↓

支援金額：飲食業 最大100万円 タクシー業 最大100万円 運転代行業 最大30万円

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

HP → <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/2020-0602-2027-39.html>

※業種ごとに個別の交付要件がありますので、制度詳細等については事前に必ず弘前市HPをご覧ください。



○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金【家賃補助】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、卸売業、小売業、飲食業、

サービス業を営む従業員5人以下の事業者が支払った、

事務所、店舗等の家賃の一部

弘前市家賃補助

申請書DL

詳細はこちら→



補助金額：最大10万円(1ヶ月の賃借料が10万円未満の場合は実支出額)

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

HP → <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/jigyokeizokuhojo.html>

○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金【固定資産税相当額補助】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、卸売業、小売業、飲食業、サービス業

を営む従業員5人以下の事業者が支払った固定費相当額として、令和2年度に

課税されている事業用家屋の固定資産税及び都市計画税相当額の一部

申請書・記載例DL

(自己所有物件分)

詳細はこちら→



補助金額：最大10万円

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

HP → <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/2020-0528-1247-39.html>

融資制度

※7月頭より融資限度額と利下げ限度額引上げを実施

○日本政策金融公庫・商工中金

●新型コロナウイルス感染症特別貸付 → 日本政策金融公庫弘前支店 TEL 36-6303

【融資限度額】中小事業3億円→**6億円**(基準金利1.11%) 国民事業6,000万円→**8,000万円**(基準金利1.36%)

※利下限度額 中小事業1億円→**2億円** 国民事業3,000万円→**4,000万円** **当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ**

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

●危機対応融資 → 商工中金青森支店 TEL 017-734-5411

【融資限度額】3億円→**6億円**(基準金利1.11%)※利下限度額 1億円→**2億円** **当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ**

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

●新型コロナウイルス対策マル経融資(弘前商工会議所から日本政策金融公庫へ推薦)

概要：融資限度額1,000万円 経営改善利率1.21% **当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ**

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で**4,000万円**

問合せ先：弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

●特別利子補給制度(実質無利子化)

概要：上記の日本政策金融公庫の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」商工中金の「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、一定の要件を満たした事業者に対して**利子補給**を実施。

期間：**借入後当初3年間** 補給対象上限：**中小事業・商工中金2億円 国民事業4,000万円**

●日本政策金融公庫・商工中金の既往債務の借換え

概要：日本政策金融公庫と商工中金による上記融資制度について、各機関ごとに既往債務の借換も可能とし、**実質無利子化**の対象とする

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫：**中小事業2億円 国民事業4,000万円** ②商工中金：**2億円**

【借換え限度額】※限度額は新規融資と既往債務借換えの合計額

①日本政策金融公庫：**中小事業6億円 国民事業8,000万円** ②商工中金：**6億円**

○青森県(右表①②参照)

●経営安定化サポート資金【災害枠】

概要：融資限度額**3,000万円**、利率年**0.9%(固定)**

貸付期間**10年以内(うち据置期間5年以内)**

※**金利・保証料補助あり**(右表①②参照)

取扱金融機関：県内金融機関

(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

○弘前市

●小口資金特別保証制度【特別小口枠】

概要：融資限度額**300万円** 利息・保証料は**全額市が負担**

貸付期間**7年以内(1年以内の据置を含む)**

申込機関：青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・東奥信用金庫

青い森信用金庫・青森県信用組合・信用保証協会

①新型コロナウイルス感染症対応資金

【要件】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定をうけたもの

| | 売上高▲5% SN保証5号 | 売上高▲15% SN保証4号・危機関連保証 |
|------------|------------------|--------------------------|
| 個人事業主(小規模) | 保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ | |
| 小・中規模事業者 | 保証料1/2 | 保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ |

②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

【要件】セーフティネット保証5号の認定をうけたもの

| | 売上高▲5%~15%未満 SN保証5号 |
|----------------------------|------------------------|
| 小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く) | 保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ |

市税等の徴収猶予の特例制度

令和2年2月以降、**事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)**し、納税が困難になった事業者について、**無担保かつ延滞税なしで原則1年間納税を猶予**

対象者：次の①②の**いずれも**満たす納税者(個人・法人不問)

①**新型コロナウイルスの影響**により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね**20%以上減少**していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる市税：**個人住民税、地方法人二税、固定資産税**等

【問合せ先】弘前市役所 収納課 **40-7032(収納第一係)**

40-7033(収納第二係)、40-7034(整理係)

新型コロナウイルス感染症関連支援情報サイト

ミラサポHP
経済産業省HP (補助金・支援制度)

弘前市HP



経済産業省
新型コロナウイルス感染症
事業者サポート公式LINEアカウント